

的確な「選択」ができる消費者市民を目指そう！

大学生のための消費生活学習会

入場無料

こんなお悩み…ありませんか(^o^)

SNSで時給5万円のバイトを見つけた。大丈夫かな？

友人からネットワークビジネスに誘われた。本当に良い話？

未成年者って、これから18歳になるってホント？

奨学金って卒業後、返済しなくていいの？

就活セミナーの勧誘を受けた。セミナーなのに、なんで商品を買わないといけないの？

モデル養成教室に通って2年だけど、モデルの仕事を紹介してくれないの？

日時

第1回 2018年12月22日(土) 10時～12時

第2回 2019年1月19日(土) 10時～12時

会場

千葉市消費生活センター 3階 研修講義室

先着
30名

千葉市内の大学・短大生、千葉市在住の大学・短大生

第1回

若者をターゲットとした消費者トラブルの実態について
～若者の消費者トラブルと消費者法～

講師

小池 輝明さん(独)国民生活センター相談情報部

第2回

消費者市民社会と地域コミュニティ～大学生の視点で一緒に考えよう～

講師

日野 勝吾さん 淑徳大学コミュニティ政策学部准教授

参加をご希望の方は下記よりお申込みください。

URL

<http://hinoseminar.jimdo.com/問い合わせ-contact/>

※お名前、メールアドレスを入力いただきます。

※ご入力いただいた個人情報は、本事業以外の目的には使用しません。

※お申込の締め切りは開催前日の12時までとなります。



大学生から賢い消費者になるために学ぼう！ 大学生のための消費生活学習会

消費者として日常生活を考えてみよう！

参加無料！

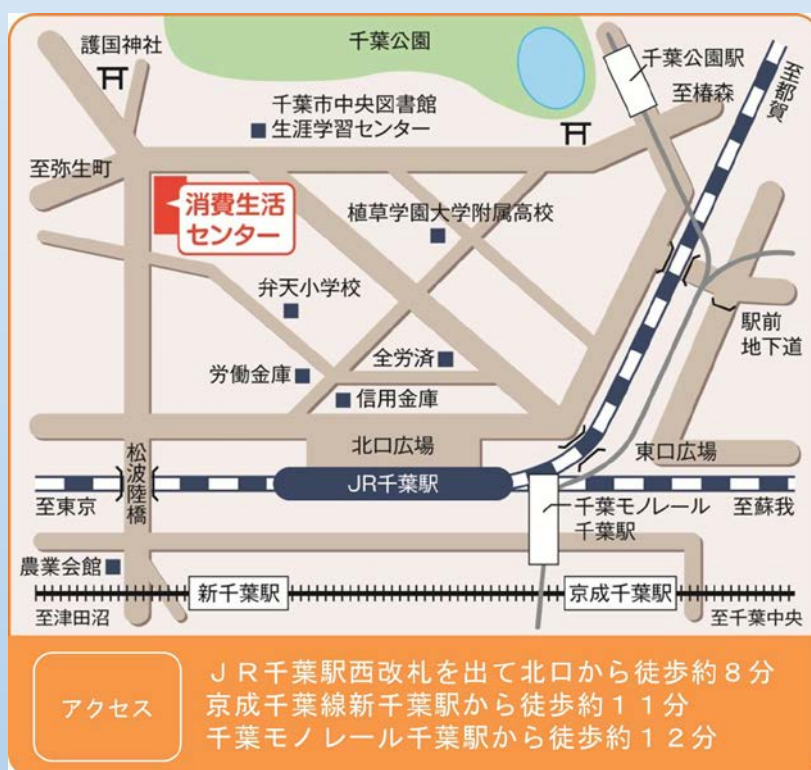
日時：平成30年12月22日(土)

平成31年 1月19日(土)10時～12時

場所：千葉市消費生活センター(千葉市中央区弁天1丁目25番1号)

内容：消費者トラブルに大学生自ら対処できる知識の習得、トラブルを未然に予防する能力や事後的に対処できる能力を同世代で共有化しながら習得していきます。

会場アクセス



問い合わせ先

淑徳大学 コミュニティ政策学部 消費者法研究室 日野 勝吾

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200

TEL 043-265-7331(代)

FAX 043-265-9910

※会場(入館登録)の都合上、必ず申込みをお願いいたします。